

5709

$$\frac{1}{2} \text{ mole } \text{ZnCl}_2$$

問

14.30

2

(第 二 問)

権による移転を、善意第三人に對抗するに必要(869条(5)と、2次(5))
 本件は、~~善意~~ 善意Eの欠如は^{C2} 對抗要件は僅か前125(1)か、3次
 に基づきBのCに転移損害賠償請求権が生じる。このため、BはCに対
 (2)債権取戻権に基づく損害賠償請求権を行使する(869条(5)と、2次(5))
 対立がある(869条(5))。

(1) 乙(2) 两侯格与七侯清期: 未了(2)。

(4) したがって、 D_n 相殺の支払は認められる。

第2設問3

1. 未だ ~~被告が被告親族~~ 親族 ④ に基づく ~~被告に対する~~ 所有権移転登記手続
請求が認められるためには、親族 ④ が有効に成立していることが必要であり
し、本件では F が G の代理人として親族 ④ を締結しているが、④ の代理権
の授与、④ 署名（署名時）、④ ④ に基づき法務局が F に授与していることが要
であるが、F は F に丁土地に附して代理権の授与をしたことがないから無権
代理となり、親族 ④ の効力が F に帰属してない。

2. もともと ~~F~~ ~~P~~ ~~F~~ が E の所有者であつたから、761 条によつて E も B の材料に D 持ち
の所有権移転登記手続を担保物主負担し得た。

18 d) 元来その1親は夫婦生活~~が~~不調~~を~~因~~に~~、未婚~~と~~あるから、未婚は日常の
 19 家元~~に~~内親~~が~~行着~~、~~その他も代理~~する~~権限~~を~~有~~する~~に~~て~~規定~~し~~有~~する~~能力
 20 312. 日常の家元とは、夫婦が不睦生活~~を~~曾々上~~に~~過~~す~~る必要~~を~~要~~する~~事柄~~を~~
 21 をいう。おととも、その判断に及~~る~~のは、相~~当~~の判断~~可能~~性~~を~~確~~立~~す~~る~~に~~あ~~る、
 22 客観的~~に~~、行為~~の~~性質、程度等を考慮し判断~~する~~

(2) 本件で、Fが行ったのは丁土地を200万円、Bに売却する行為である。この行為は、丁土地の所有権をBに移転させる行為である。この行為は、丁土地の所有権をBに移転させる行為である。この行為は、丁土地の所有権をBに移転させる行為である。

□

反対の事実も考慮することで丁寧なあてはめになる

② 日本は、日本国憲法の第96条に「法律は、国会で議決する」とある。これは、法律は、国会で議決することを意味している。したがって、法律は、国会で議決することが、憲法上の義務である。したがって、法律は、国会で議決することが、憲法上の義務である。

3- したがって、表見代理(10条)に成立し、善意のAはBに債権行使
 4- 1) ~~表見代理~~が法定代理権と、取引(安全)を確保するため、Bの基本代
 5- 理権に代わる。

大乙長日常家代理權を基本権と相承人代理權の成立を認め、
 乙妻婦川喜利(762歳)を著す方乙が本主。

そこで、夫婦の一方が行為をしたが、該夫婦の日常の交際に關する法外行為、
 範圍内に属すると信じるに足る正当な理由がある場合には、110条
 前項を適用せず、~~110条~~ 111条の如く、夫婦が本人に帰属すると解す。

(2) 本件で、BはFから土地の~~所有権~~実印を授けられた委任状及び印鑑登録証明書を示している。またそのため、FがDに他人に貸した土地の実印や印鑑登録証明書をEがFに与えたこととは、EはFに丁土地の賣却について代理権を授けたと~~は~~考えられ~~ない~~。また、FはBにFがEが入院中のうち丁あることを説明していたし、Eの医療費のため丁土地を売ることと説明している~~こと~~。このため、EとFの間では、丁土地を賣却という契約の成立を主張する行為は、夫婦の日常生活^上必要となる行為に属すると信ずるべき合理的理由があるといえる。 あてはめは丁寧に

したがって、乗船回の結果がEに帰属する。

③ の場合 (は $G = 1$ に属するようにも思える)

また、Fは無権代理人であるから、Gは善信の立場で債権の履行を拒
1994.00 4

4

論理矛盾

問

5

（第
問
）

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

（第
問
）

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	